

仕 様 書

1. 業務名

令和8年度再生利用の用に供する廃食用油（植物性）の売却

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 売却対象物品

市民が市内回収拠点に排出した廃食用油。原則として家庭から排出され、ペットボトル等の密閉容器に封入された植物性の廃食用油とする。

4. 引渡場所（回収拠点）

市内指定施設13箇所（別記「回収拠点一覧」のとおり）

5. 年間予定数量 9,800 kg

※年間予定数量はあくまでも予定量であり実際の引渡量を保証するものでない。

6. 業務内容

- （1）回収・運搬：発注者が指定する箇所に排出された廃食用油を回収し、再資源化施設に引き渡すこと。
- （2）計量：回収時に各拠点で重量を計測し、月ごとに実績報告書を提出すること。
- （3）再資源化：買い受けた廃食用油は100%資源化すること。

7. 回収日程および回収頻度

各拠点について、原則週1回決められた日に、回収拠点施設の開庁時間内に回収すること。回収頻度は排出状況により発注者と協議の上変更する場合がある。また、一時的に多量に排出された場合は、緊急に回収を依頼する場合がある。

8. 回収方法および回収後の空容器の処理

- （1）ペットボトル等の容器に封入されたままの状態での回収すること。
- （2）回収後、ボックス周辺の清掃を行い、飛散や液漏れがないよう美化に努めること。
- （3）廃食用油を取り出した後の空ペットボトル等の容器は、受注者の責任において法令に基づき適正に処理すること。

9. 実績報告書の作成

- (1) 受注者は、毎月の回収実績について、回収拠点ごとの回収重量、回収日等を記載した報告書を翌月10日までに提出すること。
- (2) 受注者は月次報告を集約し、年間の総回収重量、再資源化の内訳等を記載した年間報告書を業務完了後、速やかに提出すること。

10. 支払方法について

年間報告書に基づき、発注者が指定する方法により支払うものとする。

11. 安全管理の徹底

- (1) 交通法規の遵守：車両による回収作業にあたり、道路交通法等の関係法令を遵守し、常に安全運転に努めること。
- (2) 作業時の安全確保：回収拠点は市民等の通行があるため、作業時には第三者の安全確保に万全を期すこと。
- (3) 車両の整備：回収に使用する車両は、定期的に点検・整備を行い、オイル漏れ等の不備がない状態で業務にあたること。

12. 事故発生時の対応について

- (1) 業務の履行中に車両事故、人的事故、または物件の破損事故等が発生したときは、受注者はただちに救護等の応急処置を講じるとともに、速やかに警察および発注者に報告しなければならない。
- (2) 事故発生後、受注者は事故の原因、被害状況、今後の再発防止策をまとめた事故報告書を速やかに発注者へ提出すること。
- (3) 受注者が業務の履行にあたり、第三者（市民、施設等）に損害を与えたときは、受注者の責任と負担において、その損害を賠償しなければならない。

13. 特記事項

- (1) 収集運搬に要する一切の経費（車両、人件費、容器の処分費用、回収拠点の清掃費用等）は見積単価に含むものとし、本市からの費用払いは行わない。
- (2) 回収した廃食用油は、SAF、BDF、石鹼、飼料等の原料として再資源化すること。単なる焼却処分や、市の承諾のない転売は認めない。
- (3) 受注者は廃食用油の回収・運搬にあたっては、廃食用油が飛散、流出し、悪臭が漏れることがないように厳重に注意するとともに、周辺環境へ悪影響を及ぼさないよう十分配慮すること。
- (4) 受注者は本業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守し、適正に業務を行うこと。
- (5) 仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上定める。

(別記) 回収拠点一覧

木幡公民館

東宇治地域福祉センター

東宇治コミュニティセンター

ゆめりあうじ

市役所庁舎

中央公民館

開地域福祉センター

広野地域福祉センター

広野公民館

南宇治コミュニティセンター

槇島コミュニティセンター

小倉公民館

西小倉コミュニティセンター